平成２８年（フ）第１９号
滋賀県草津市野路東５丁目13番12号
債務者　池内由起子
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３号
鳥取県米子市安倍370番地１　フリーダム202号、旧住所鳥取県米子市祇園町２丁目261番地８　コーポＬ104号
債務者　坂部　安洋
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第５１７号
広島市安佐南区山本１丁目３番19―202号Ｃ、申立時の住所広島市安佐南区山本１丁目４番14―205号
債務者　木村　美香（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５２号
広島市西区天満町12番13―401号
債務者　調　　克美
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２５号
徳島県鳴門市鳴門町高島字山路225番地　ブルースカイＡ棟103号、旧住所兵庫県西宮市広田町12番13号レオネクストさくら五段坂Ⅱ103号
債務者　長藤　彩夏（旧姓川原）
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５号
徳島県徳島市庄町５丁目79番地の23　グランデリア301、旧住所徳島県徳島市庄町５丁目79番地の23　グランデリア202
債務者　山口　　明
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９号
愛媛県松山市西石井３丁目２番24号
債務者　大河内雅晃
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５号
愛媛県宇和島市住吉町１丁目５番31号
債務者　林　　明美
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第６号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多1381番地（栄町団地35号）、住民票上の住所福岡県鞍手郡鞍手町大字室木762番地５
債務者　宮地　義久
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第９号
宮崎県都城市都北町5518番地１　Ｔ・プロスペール202号
債務者　山田　龍二
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第１１号
宮崎県都城市梅北町8677番地３
債務者　廣山ちめい
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第４１号
鹿児島県鹿児島市谷山中央４丁目4857番地４（黒木ハイツ103号）
債務者　福永ヒロ子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１０号
金沢市畝田中１丁目87番地
債務者　太田　和枝
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６１号
京都市中京区壬生仙念町30番地　京都市地域リハビリテーション推進センター、住民票上の住所京都市右京区西京極三反田町１番地　西京極団地１―208
債務者　吉田　哲也
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２号
徳島県阿波市吉野町柿原字ヒロナカ217番地９、旧住所徳島県美馬市脇町字東俣名1363番地
債務者　秋山　一道（旧姓三笠）
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５号
千葉県野田市清水667番地の６　メゾン愛宕203
債務者　大石　秋夫
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部